

三木町告示第124号

三木町児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年5月14日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第51号

三木町児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する要綱の一部を改正する要綱

三木町児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する要綱（令和6年三木町要綱第18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

三 木 町 長     殿

三木町児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

私は、児童手当法第21条    第1項  
                                  第2項    の規定に基づき、三木町長から支給を受ける児童手当  
の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。  
なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、          年  
          月分までの児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

| 徴収（支払）費用 |
|----------|
|          |
|          |
|          |

年     月     日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）

\_\_\_\_\_

氏名（法人名等）

\_\_\_\_\_

児童の氏名

\_\_\_\_\_

様式第2号 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

三木町長

## 児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第21条第1項、第2項の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

記

徴収（支払）の内容

[illegible]

様式第3号 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

三木町長

## 児童手当に係る学校給食費等の徴収（変更・停止）に係る通知書

児童手当法第21条第1項、第2項の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、児童手当からの徴収を（変更・停止）することといたしますので通知します。

記

徴収（変更・停止）の内容

[illegible]

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。